



## クイズ de 男女共同参画 答えと解説

A1.

男女共同参画社会とは、男女が互いにその人権を尊重しながら責任も分かち合い、③性別にかかわらず、①個性と能力を十分に発揮できる社会のことです。

男女共同参画社会基本法第2条では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野（職場、学校、地域、家庭）における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義しています。

A2.

ワーク・ライフ・バランスとは、仕事と②生活との調和が保たれることにより、誰もが、働いて仕事上の責任を果たす一方、子育て・介護の時間や、家庭・地域・自己啓発等の個人の時間を持ち、健康で豊かな人生が送れる状態のことをいいます。

A3.

一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現には、個人の意識はもちろんですが、①企業（事業所）の理解や取組みが大切になります。例えば、長時間労働の抑制や、女性の活躍推進などといった、働く場における環境づくりが必要となります。

誰もがいきいきと活躍できる男女共同参画社会をつかっていくためには、「仕事」と、育児や介護、趣味や地域活動といった仕事以外の「生活」との調和を保つワーク・ライフ・バランスの推進の取組みが大切です。

個人の意識も大切ですが、働く場として企業における環境づくりが必要です。従業員のワーク・ライフ・バランスに取り組むことは、企業にとって有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高め、生産性の向上につながります。

A4. ② 走り出せ、性別のハードルを超えて、今

国では、2020年夏に開催される東京オリンピック・パラリンピックへ向けて、平成30年度は「スポーツに関わるあらゆる分野での女性の参画を推進し、様々なスポーツに男性も女性も親しみ、チャレンジし、活躍できるようになるためのキャッチフレーズ」をテーマに募集を行い、応募総数3,101点の中から選ばれた作品です。

ちなみに、①は平成28年度「旧来の労働慣行や意識を変え、女性も男性も多様な暮らし方や働き方が可能な社会を作るためのキャッチフレーズ」をテーマに、③は平成29年度に「女性も男性も、自らの意思により個性と能力を発揮して活躍できる職場を作るためのキャッチフレーズ」をテーマに選ばれた作品です。